

## ファクタリングと倒産手続

山内 邦昭

Kuniaki Yamauchi

PROFILEはこちら

### 1 はじめに

ファクタリングという言葉が聞かれたことがあると思います。ただ、ファクタリングと一口に言っても、複数の形式があり、主として売掛債権の資金化のために行うもの(債権の売買)と、貸倒れリスクを軽減するためファクタリング会社が債務保証をする保証形式のものがあり、前者は担保付きの資金融資(すなわち、売掛債権を譲渡担保とした金銭消費貸借契約)と接近する側面があります。

そこで、法的には、債権の売買となるのか、担保付きの資金融資なのかは重要な問題となります。また、ファクタリングは、法的倒産手続との関係でも様々な論点が出てきます。本稿では、ある裁判例を題材に、ファクタリングと倒産手続について検討してみたいと思います。

### 2 裁判例について

#### (1) 事案の概要

本日紹介するのは、東京地裁令和2年9月18日判決(金融法務事情2176号68頁。「本件裁判例」)です。事案としては比較的シンプルで、原告である事業者(株式会社)と、ファクタリング業者2社(被告1、被告2)との間のファクタリング契約(形式的には債権譲渡契約です)が問題となりました。

#### (2) 当事者間の契約関係等

当事者間の契約関係はそれぞれ以下のとおりです。

原告と被告1:売掛債権売買契約、原告が債権取立金を代理受領して速やかに被告1に引き渡す旨の業務委託契約(「本件Y1契約」)

原告と被告2:ファクタリング基本契約(債権の買取り、取立金の代理受領と引渡し)(「本件Y2契約」)

ところで、本来債権譲渡契約においては、民法において、債務者対抗要件、第三者対抗要件(債権譲渡登記等)の具備が求められております(特に前者がない限り、債権の譲受人は債務者に対して権利行使ができません)が、本件では、少なくとも債務者対抗要件は具備されていませんでした。このように、債務者対抗要件の具備を留保することは、債権譲渡の場面でままた見られる事態です。それといたしますのも、債務者対抗要件は債務者に対する債権譲渡の事実の通知または債務者の承諾であるところ、売掛債権の譲渡を債務者に通知することは、売掛債権まで譲渡するほど「しんどい」状況にあるのかという疑念を招きかねず、信用不安を惹起する可能性があるからです。

その上で、上記のとおり、原被告間では債権の取立ては原告が被告らを代理して行い、受領する約定になっています。たとえ債務者対抗要件が具備されていないとしても、債権譲渡契約の当事者間では債権譲渡契約はもちろん有効であり、債権は譲渡されてしまったこととなりますので、債権の譲渡人が弁済金を受け取れば、譲受人に渡さねばなりません。もともと、この場合債権の譲受人は債務者に対しては権利行使できませんから(債務者にとってもどこの誰とも知らない者に弁済はできません)、代わりに譲渡人が債権を取り立てて、弁済金を譲受人に渡すという過程が必要になります。

もともと、本件では、債権の譲渡人、つまり原告は、債務者から弁済された金銭の一部を被告らに引き渡していなかったようです。

### (3) 主な争点と当事者の主張

本件裁判例での主な争点は、以下の2点です。

- ① 本件Y1契約及び本件Y2契約は、公序良俗違反により無効か。
- ② 本件Y1契約及び本件Y2契約は、貸金業法42条1項により無効か。

この点に関し、原告は以下のとおり主張して、本件Y1契約と本件Y2契約が無効であると主張しました。

原告の主張:本件Y1契約及び本件Y2契約は、形式上は債権の売買契約の体裁をとっているが、当事者の意思を合理的に解釈すれば、その性質は債権譲渡担保付きの金銭消費貸借契約(又はそれに類似する契約)である。そうだとすると、両契約は、貸金業法(法2条1項)及び出資法(法5条,7条)の対象であることとなり、本訴被告らは貸金業法(法47条2号,11条1項,3条1項)に違反して無登録で貸金業を行っている上、両契約は、売買代金名目の貸付金と取立金名目の返済金との差額で計算される実質利率が出資法の上限利率年109.5%(法8条2項,5条3項)を大幅に超過するから、公序良俗違反(民法90条)により無効である。

被告らの主張:本件Y1契約,本件Y2契約は、債権の売買契約及び業務委託契約であって金銭消費貸借契約ではない。

### (4) 判旨

東京地裁は、以下のとおり判示して、原告の請求を(全て)棄却しました(下線は筆者です)。

「出資法は、「金銭の貸付け又は金銭の貸借」だけでなく、「手形の割引,売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は授受」(法7条)もその適用対象とし、貸金業法も、「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引,売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。)」(法2条1項)をその適用対象とするところ、債権譲渡契

約が担保目的であり、実質的に見て債権譲渡担保付きの金銭消費貸借契約と認められる場合には、これに該当するものというべき」

「①本訴原告及び本訴被告Y1は、それぞれ独立した事業を行う会社であること,②本件Y1契約は、債権の売買契約の体裁が取られており、債権の譲渡が担保目的でないことが明記されていること,③本訴被告Y1は、第三債務者に着目した審査基準を元に取り価格を決定していること,④本訴被告Y1が譲渡債権について第三債務者の無資力リスクを負い、本訴原告に対する償還請求権を有するものではなく、本訴原告としても債権の買戻しを予定していないことが認められることからすれば、本件Y1契約は、独立した事業者である本訴原告及び本訴被告Y1が、あえて債権の売買契約という法形式を選択していることに加え、実質的にも、譲渡債権に関する債務不履行リスクが移転していると評価できる。

そして、対抗要件具備についてみても、確かに、本件Y1契約について対抗要件具備が猶予され、本訴原告が取立金を代理受領することとされていたものの、同時に、かかる猶予は本訴被告Y1がいつでも撤回することができることとされ(中略)、実際に債権譲渡通知書の作成等の債権譲渡通知の準備がなされており、本訴被告Y1の判断において通知可能であったこと(中略)が認められることからすれば、本訴被告Y1の譲渡債権についての権利行使が制限されていたということもできない。

さらに、本件Y1契約における売買代金は、概ね債権額面の7割から8割程度であるところ(中略)、本訴被告Y1が第三債務者の無資力リスクを負っているにも関わらず、第三債務者に対する債権譲渡通知を留保する関係上、第三債務者に対する直接の信用調査が困難であることに照らすと、その差額は担保目的であることを推認させるような大幅なものということもできない。

以上の事実を総合すると、本件Y1契約は担保の目的でなされたものとは認められないから、出資法及び貸金業法が適

用される契約であるということではできない。」

「次に本件Y2契約についてみても、前記前提事実及び前記認定事実によれば、①本訴原告及び本訴被告Y2は、それぞれ独立した事業を行う会社であること、②本件Y2契約は、債権の売買契約の体裁が取られており、債権の譲渡が担保目的でないことが明記されていること、③本訴被告Y2が譲渡債権について第三債務者の無資力リスクを負い、本訴原告に対する償還請求権を有するものではなく、本訴原告としても債権の買戻しを予定していないこと、④対抗要件具備にかかる猶予は本訴被告Y2がいつでも撤回することができることとされていたこと、⑤本訴被告Y2は、一応譲渡債権について調査の上、概ね8割程度の買取率としていたことが認められることからすれば、本件Y2契約は、独立した事業者が形式的にも実質的にも債権に関するリスクを債権の売買により移転したものといえ、担保目的でなされたものと認めることはできない。

よって、本件Y2契約が出資法及び貸金業法が適用される契約であるということではできない」

### 3 判断のポイントと倒産法との交錯

(1) 本件裁判例でも論点になっているとおり、ファクタリングにおいては、買取額と債権額との差額が大きくなるのがままあり、事後にトラブルになることがあります。本件では債権額のおよそ2割から3割をファクタリング業者が取っていたようであり、法的解釈はさておき、経済的な価値判断からすると、かなりの「高利」を取っているといえることができるでしょう。

そうしたファクタリング契約について、本件裁判例では、まず、債権譲渡形式のファクタリング契約においても、一定の要素を備える場合には、その形式にもかかわらず、債権譲渡担保付きの金銭消費貸借契約に該当し得ることを前提にしています（実際に、数は少ないながらも、当該契約に該当すると判断した事例もあります。例えば名古屋地裁令和3年7月16日判決

(判例時報2534号76頁)。その一定の要素については、本件裁判例では明示的に規範が定立されているわけではありませんが、筆者としては、譲渡債権に関する債務不履行リスクが債権の譲受人に移転しているかどうかのポイントではないかと考えています。つまり、単なる債権の売買であれば、譲渡対象になった債権の債務不履行リスクは、債権の譲受人のみが負担することになります（譲渡人は元の債権を手放してしまっている以上当然です。）。これに対し、融資であれば、資金の出し手は融通相手の債務不履行リスクのみを負担することになります。本件に即していえば、譲渡対象になった債権の債務者の債務不履行があった場合に、債権の譲渡人に買戻しを請求することができるということであると、当該債務不履行リスクを譲渡人に転嫁していることとなります。本件裁判例もそうしたリスク移転を問題にしていると考えられます。

(2) それでは、こうした債権の譲渡形式をとるファクタリングは、倒産法との関係ではどういった問題を生むでしょうか。

この問題が最も先鋭化するののは、会社更生手続です。最近はずっと利用件数が減ってしまった会社更生手続ですが、会社更生法上、担保権は「更生担保権」として扱われ、更生手続外で自由に権利行使することはできず、原則として、更生計画の定めるところによらねば弁済も受けられなくなります。いざという時のために担保を取って優先回収を受けようとしていたにもかかわらず、そのいざという時が来ても優先回収ができなくなるという重大な制限を受けることになってしまうわけです（これに対して、破産や民事再生では、別除権となるため、手続外で自由に権利行使して優先弁済を受けられます。）。もしファクタリングが譲渡担保付きの融資であるとの判断になる場合、会社更生手続では重大な違いが生じることになります。

では、破産法・民事再生法との関係ではどうでしょうか。確かにこの場合、上記のとおり、仮に譲渡担保付きの金銭消費貸借であると判断されるとしても、これらの手続上は別除権と

して扱われることになるので、原則的には権利行使に支障はないこととなります。しかし、譲渡担保であると解される場合、第三者対抗要件の具備が破産手続ないし民事再生手続開始前になされていない場合には、対抗要件を失う結果、破産管財人ないし再生債務者に譲渡担保権を対抗できないこととなります(民法177条。つまり無担保の貸付けと同じものと扱われます。)。これを嫌がり、慌てて申立て直前期などのいわゆる危機時期に第三者対抗要件が具備された場合には、対抗要件否認(破産法164条1項, 民事再生法129条)が問題となります。また、譲渡担保の場合には、取立委任契約の解除及び第三者債務者への通知が譲渡担保権の実行に該当すると考えられていますので、民事再生手続の場合には、担保権実行の中止命令(民事再生法31条)の対象となりうるという問題もあります。

これに対し、債権の売買であると解釈されるのであれば、別除権の問題は生じず、財産の処分行為に対する否認権行使が問題となります。この点に関し、第三者対抗要件の具備については、危機時期より前になされている必要があり、さもないと上記同様対抗要件否認の問題が生じます。もっとも、第三者対抗要件の否認がなされた後の法律関係については注意が必要です。すなわち、所有権移転取引の対抗要件具備

が否認された場合、原因行為である契約そのものが否認されたものと同視して、相手方は対価等の返還請求権を優先債権として行使できる(破産法168条, 民事再生法132条の2)との解釈があります(田原睦夫ほか「注釈破産法(下)」150頁)。債権譲渡の場合に当該議論が直ちに当てはまるのかどうかは議論の余地があるかもしれませんが、債権の譲受人はこの立場に立脚して請求するでしょうから、破産管財人ないし再生債務者の側も、こうした解釈を念頭に置いて相手方と協議を行う必要が生じるでしょう。

これに対して、第三者対抗要件は危機時期前に備えられていたが、債務者対抗要件具備が危機時期後になった場合には、債務者対抗要件具備自体は否認の対象とはならないとする見解があります。この見解によれば、本件裁判例のような場合においても、仮に原告の立場にある者が危機時期後に事後的に債務者対抗要件を具備しても否認の問題にはならないということになります。

このように、一口にファクタリングといっても、その契約内容や場面に依りて多様な対応が求められることになり、倒産法との接近も生じます。こうした場合には、専門家による詳細な検討が必要になりますので、疑問点などが生じた際には是非弊所にご相談いただければと思います。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】